

重要事項説明書

(居宅介護・重度訪問介護・同行援護・移動支援サービス)

あなたに対するサービスの提供開始にあたり、当事業者があなたに説明すべき重要事項は、次の通りです。

1. 事業者

事業者名	(有)ケアアシスト
指定事業者番号	0110401148
代表者氏名	代表取締役 谷口 紀代美
所在地	札幌市西区西町北2丁目3番3号
電話・FAX	011-664-3371 FAX 011-665-8797

2. 事業所及び職員の体制

事業所名	ケアアシスト	
指定事業者番号	0110401148	
所在地	札幌市西区西町北2丁目3番3号	
電話・FAX	011-664-3371 FAX 011-665-8797	
管理者	遠藤 和美	
職員体制	1. 管理者	1人
	2. サービス提供責任者	1人以上
	3. 居宅介護従事者	3人以上
第三者評価の実施状況	実施なし	

3. 事業の目的及び運営方針

事業の目的及び方針	利用者が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な支援を適切かつ効果的に行います。
-----------	---

4. 営業時間

営業日	月曜日～金曜日(土・日曜、祝日、12月30日～1月3日休業)
営業時間	午前 8時45分～午後 5時30分(24時間電話対応可)
サービス提供日	年中無休
サービス提供時間	24時間

5. 事業の実施地域

事業の実施地域	札幌市内全域
---------	--------

6. サービスの概要と利用料金

- ・ 障害者総合支援法に規定する居宅介護・重度訪問介護・同行援護・移動支援サービスを提供します。
- ・ 利用料は、厚生労働省告示による金額に自己負担割合を乗じた金額です。

7. 交通費

- ・ 通常の実施地域にお住まいの方は、無料です。
- ・ 通常の実施地域以外にお住まいの方は、訪問に要する交通費の実施を負担して頂きます。

8. キャンセル料

前日までにご連絡を頂いた場合	キャンセル料は無料です。
当日ご連絡を頂いた場合 及びご連絡のない場合	1提供あたりの料金の 100%
※ ただし、急な病変、入院等のやむを得ない場合は上記に該当致しません。	

9. 虐待防止のための措置に関する事項

事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、次のとおり措置を講じるものとします。

- (1) 利用者の人権に関する責任者の選定
事業所の管理者をもって責任者とする。
- (2) 成年後見人制度の利用支援
利用者に対して必要に応じて制度の説明等の支援をする。
- (3) 苦情解決体制の整備
苦情解決窓口を設置し適切に対応する。
- (4) 従業者に対する虐待の防止を普及啓発するための研修の実施
研修計画を策定し、定期的(年1回以上)に研修を実施するほか、新規採用時に研修を行う。
- (5) 虐待防止委員会の設置
虐待防止委員会を設置し、定期的(年1回以上)に開催するほか、事案等の発生時に開催する。

10. 相談・苦情等対応窓口

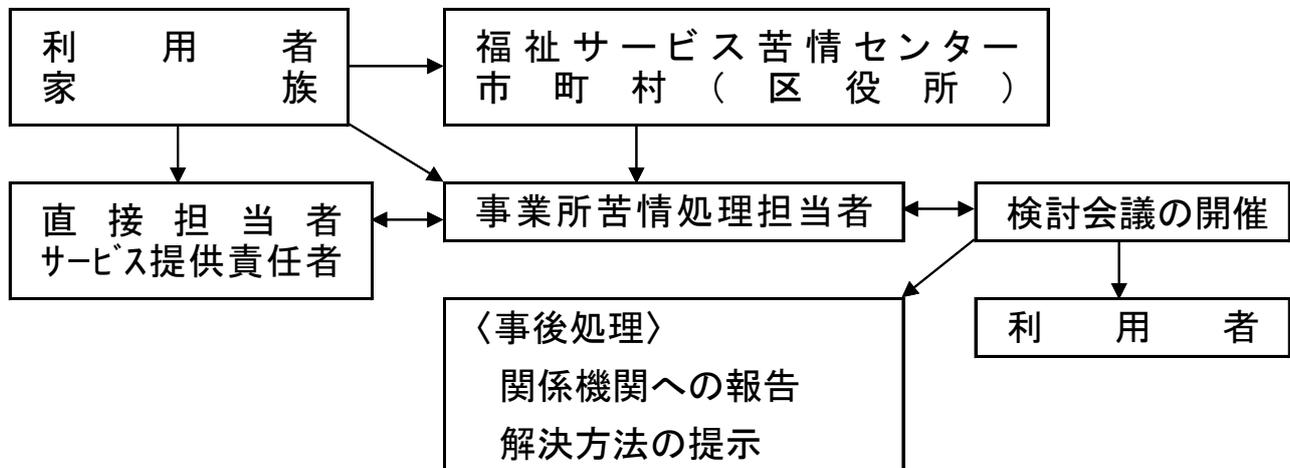
(1) 相談・苦情等対応窓口は次の通りです。

ケアアシスト	担当責任者 電 話	管理者 西川 智子 011-664-3371
--------	--------------	---------------------------

(2) 事業所の苦情を処理するための体制は次の通りです。

- ・利用者様又はそのご家族等からの苦情に対しての受付窓口担当者を置き、対応を行います。
- ・居宅介護従事者、サービス提供責任者が直接苦情を受けた場合には、管理者に報告し、管理者は苦情検討会議を開催し、速やかに対策を講じます。
- ・対応の経過及び結果については、管理者若しくはサービス提供責任者により関係者へ説明、報告を行います。尚、対応に関する経過を記録として保管します。

苦情対応図



(3) 当事業所以外の相談・苦情等対応窓口は次の通りです。

札幌市役所 (障害福祉課)	所在地 札幌市中央区北1条西2丁目 電 話 011-211-2936
北海道福祉サービス 運営適正化委員会	所在地 札幌市中央区大通西19丁目 電 話 011-632-0550 (直)
北海道国民健康 保険連合会	所在地 札幌市中央区南2条西14丁目 電 話 011-231-5161 (直)

11. 事故発生時の対応

- (1) サービスの提供に際して、利用者様のけがや体調の急変があった場合、その他必要な場合は、主治医、家族への連絡等の適切な措置を講じるものとします。
- (2) 当該事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録をします。
- (3) 事故が生じた際には、その原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じます。
- (4) サービスの提供に当たって、事業者又はその従業員の責に帰すべき事由により、利用者様の生命、身体、財産又は名誉に損害を及ぼした場合は、その損害を賠償する責任を負うものとします。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りではありません。
 - ① 利用者様又はその家族が、サービス提供のため必要な事項について事業者が行う聴取や確認に対して、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことに起因して損害が発生したとき。
 - ② 利用者様の身体の素因等による急激な体調の変化、その他事業者が提供したサービスに起因しない損害が発生したとき。
 - ③ 利用者様等の所有する物品を通常の使用法により使用したにもかかわらず、当該物品が破損したとき。
 - ④ 事業者の従業員が利用者様に対して行う安全のための指示に、正当な理由なく、利用者様が従わなかったとき。
 - ⑤ その他事業所の故意又は過失によらないで損害が発生したとき。

12. 秘密保持について

- (1) 当事業所の従業員は、正当な理由がなくその業務上知り得た利用者様及びご家族の秘密を漏らしません。
- (2) 当事業所の従業員であった者は、正当な理由なくその業務上知り得た利用者様及びご家族の秘密を漏らしません。
- (3) 当事業所では、個人情報保護法に基づいて個人情報保護方針を掲げ、利用者様及びご家族の個人情報の使用について同意を得、法人内・外での利用目的にのっとり、慎重かつ安全に利用致します。

サービスの提供の開始に際し、本書に基づき重要事項の説明を行いました。

所在地	札幌市西区西町北2丁目3番3号
法人名	有限会社 ケアアシスト
代表者	代表取締役 谷口 紀代美
事業所	ケアアシスト
説明者	

私は書面に基づいて、事業所から重要事項の説明を受けました。

令和 年 月 日

利用者 住所

氏名

印

署名代行者 住所

又は代理人 氏名

印